

○静岡ヘリポート条例

平成15年4月1日

条例第239号

(設置)

第1条 静岡市は、航空交通の用に供するため、次のヘリポートを設置する。

名称	位置
静岡ヘリポート	静岡市葵区諏訪8番地の10

(平16条例86・一部改正)

(運用時間)

第2条 静岡ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）をヘリコプターの離着陸に供用する時間（以下「運用時間」という。）は、午前7時から午後7時（日没が午後7時前であるときは、日没の時刻）までとする。

(離着陸等できるヘリコプター)

第3条 ヘリポートに離着陸又は停留できるヘリコプターは、機体の全長が26メートル以下で、かつ、最大離陸重量が11トン以下のものとする。

(利用の届出)

第4条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートを利用しようとする者は、規則で定めるところにより第19条の規定による指定を受けてヘリポートの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平17条例159・一部改正)

(運用時間外の利用の許可)

第5条 第2条に規定する運用時間外に、やむを得ない理由によりヘリコプターの離着陸のためヘリポートを利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例159・一部改正)

(停留等の制限)

第6条 ヘリコプターの操作又は旅客及び貨物の取扱いをする者は、指定管理者が指定する場所以外の場所においてヘリコプターを停留し、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(平17条例159・一部改正)

(給油作業等の制限)

第7条 ヘリコプターの給油又は排油の作業を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの作業を行ってはならない。

- (1) ヘリコプターと格納庫との間隔が15メートル未満のとき。
- (2) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- (3) ヘリコプターの発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- (4) ヘリコプターの無線設備、電気設備その他静電気の火花放電を起こすおそれのある物件を使用しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(平17条例159・平29条例29・一部改正)

(車両の取扱いの制限)

第8条 ヘリポートにおいて車両の取扱いをする者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 滑走路、誘導路、エプロンその他指定管理者が指定する区域（以下「制限区域」という。）で車両を運転すること。
- (2) 指定管理者が指定する場所以外の場所において車両を駐車し、修理し、又は清掃すること。

(平17条例159・一部改正)

(立入りの制限)

第9条 制限区域には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) ヘリコプターの乗組員及び旅客
- (2) ヘリポートに勤務する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、指定管理者が必要があると認める者

(平17条例159・一部改正)

(入場の制限等)

第10条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、入場者又は入場しようとする者に対し、退場を命じ、又は入場を制限することができる。

(平17条例159・一部改正)

(禁止行為)

第11条 何人も、ヘリポートにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 標札、標識その他のヘリポートの施設を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 指定管理者の許可を受けずに爆発物若しくは危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 指定管理者の許可を受けずに火気を使用すること。
- (4) 指定管理者が指定する場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これらに類する物を保管し、又は貯蔵すること。
- (5) 指定管理者が指定する場所以外の場所にごみその他の物を捨て、又は放置すること。
- (6) 指定管理者が指定する場所以外の場所で喫煙すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為

(平17条例159・一部改正)

(構内営業)

第12条 ヘリポートで営業しようとする者は、規則で定める場合を除き、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(令8条例42・追加)

(人工地盤の利用の許可)

第13条 ヘリポート内に工作物を設置する等のため人工地盤を利用しようとする者は、第4条又は第5条第1項の規定により利用する場合を除き、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例159・一部改正)

(使用料の納付)

第14条 第4条又は第5条第1項の規定によりヘリポートを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は別表第1に定める使用料を、前条第1項の規定により人工地盤の利用の許可を受けた者（以下「工作物設置者等」という。）は別表第2に定める使用料を、規則で定めるところにより納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第15条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第5条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定による許可を取り消し、若しくは利用の条件を変更し、又は利用の停止、行為の中止その他必要な措置を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (2) 第5条第2項、第12条第2項又は第13条第2項の規定による許可の条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をした者

(平17条例159・一部改正)

(原状回復の義務)

第18条 利用者及び工作物設置者等は、ヘリポートの利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、指定管理者の指示に従い、直ちにこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平17条例159・一部改正)

(損害賠償の義務)

第19条 ヘリポートの施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 ヘリポートの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(平17条例159・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平17条例159・追加)

(指定管理者の指定の基準)

第22条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がヘリポートの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がヘリポートの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平17条例159・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第23条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(平17条例159・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートの利用の許可に関すること。
- (2) ヘリポートの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平17条例159・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例159・追加)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例159・旧第20条繰下)

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定による届出を怠って、ヘリポートを利用した者
- (2) 第5条第1項の規定による許可を受けずに、ヘリポートを利用した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下

の過料に処する。

(平17条例159・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡ヘリポート条例(平成4年静岡市条例第8号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第159号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第21条を第26条とし、第20条を第25条とし、第19条の次に5条を加える改正規定(第24条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡ヘリポート条例別表第1停留料の部の規定は、この条例の施行の日以後の停留に係る停留料について適用し、同日前の停留に係る停留料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月10日条例第29号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡ヘリポート条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡ヘリポートの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1（第13条関係）

(平26条例83・平31条例81・一部改正)

区分		金額
着陸料	最大離陸重量が1トン未満のヘリコプター	1回につき 1,600円
	最大離陸重量が1トン以上6トン未満のヘリコプター	1回につき 3,200円
	最大離陸重量が6トン以上のヘリコプター	1回につき 3,200円に最大離陸重量が6トンを超える部分1トンにつき1,060円を加算した額
停留料	最大離陸重量が6トン未満のヘリコプター	1時間につき 640円
	最大離陸重量が6トン以上のヘリコプター	1時間につき 640円に最大離陸重量が6トンを超える部分1トンにつき100円を加算した額

備考

- 1 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとして計算する。
- 2 停留時間が1時間を超える部分について1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 停留料は、停留時間が1時間以内のときは、無料とする。

別表第2（第13条関係）

(平31条例81・一部改正)

区分	金額
人工地盤使用料	1月1平方メートルにつき 660円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 2 利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。